

日本の「告書」に就いて

菊 池 武 雄

まえがき

承和八年二月の告書

第一章

十・十一世紀の告書

第二章

承和八年二月の符・告が淳和院政所のものであることの考

証

—以下原稿を欠く—

第三章

承和八年二月淳和院文書の内容の考証

第四章

九世紀に於ける内蔵寮領と後院領の經營

第五章

日本の告書の発生と初期天皇後院との関係

第六章

中国の告書

むすび

告書の歴史とその歴史的意義

まえがき 承和八年二月の告書

古文書はいうまでもなく、人間の社会的活動の軌跡が、「文書」という一つの枠の中に表現されて、伝来されたものである。主として文献的方法によつて、日本の前近代史を研究する者にとって、古文書が研究史料として、殊に重要度の高いものの一つであることは言うまでもないことがあるが、その正しい解説・解釈と史料批判がなされず、若し誤つて理解された上に構築された論説であつたならば、たとえ絢爛たる文章でつづられてあり、又たゞ論理性に優れていても、所詮砂上の樓閣に過ぎないと言われるであろう。その点では、古文書学は研究者にとっては、基礎的研究技術の学である。

既成の古文書学といふと、兎角分類的型式論に墮するという批判もあるが、古文書の型式を判定する努力も、文書を理解する上で、無駄と一概に否定さるべきものではない。又一点々々の文書に、固有名詞としての文書名をつけるということは、ともすると軽視されがちであるが、古文書集出版に際しての、単なる慣例的体裁づけだけのものに終るべきものではない。勿論その場合、その文書の固有名詞としての文書名は、便宜的名称ではなく、それなりの古文書学的根柢をもつた厳密さを必要とするものをいう。その場合、命名への努力は、存外その文書の性格及び機能を明確にするものである。

陳腐な言い廻しではあるが、何時、どこで、どのような立場の誰が、どのような立場の誰に、どのような事を、どのような目的をもつて、どのような手段によつて作成し行使したか、或は行使しようとしたか（現代文書についても同じであるが）を、その時代、その時点の社会的、政治的、経済的、文化的諸条件に対応して考察を加えていく、即ち特定の客体としての古文書に、必要な知的労働を働かせていく行為を、いささか気障な表現であるが、私は「古文書する」という言葉であらわす。

そこで内閣文庫所蔵承和八（八四一）年二月の某院政所符・告案（大日本古文書『東大寺文書』之五、一三五号文書）を手がかりにして、九世紀中期、天皇後院発生期に出現した公式様文書に属する一文書型式である告書（又は御告書）について述べる。

この文書は、昭和二十九年私が担当編纂した『東大寺文書』之五の中のものであるが、当時未熟のまま一部の誤りをおかしたものである。又『平安遺文』も大体同様であるので、あわせてここで訂正させていただく。

それは一紙に書かれた二通の文書の忠実な写であって、その端裏書以外の筆跡は同筆で、平安前期の筆になるものと見られる(『東大寺文書』之五、同所掲載図版参照)。以後の記述のために一応その全文を左に掲げる(但し、端裏書は省略する)。

政所^(符) □○光所^(アラシ)

可行樋貳隻^{正符附高倉別當并使長益福}

右、依宣旨施入東大寺如件、庄宜承知、依件早行、符到奉行、
別當散位藤原朝臣輔嗣 内舍人高階真人菅根

散位秦 廣繼
散位六人部

〔卷十三所〕

承和八年二月十九日

〔註〕

政所告^(越) 中国諸庄別當文室長主 案
可勘定申上浪人事<sup>磯波郡大野郷并山庄邊
虫足治之保者</sup>
右、造東大寺所去正月十五日牒状備、件浪人元是寺 家庄所管也、
以此成農業、而頃年被寄院庄、每事^不〔從〕寺家業、歷年廢怠、地子
累時闕乏、望請、件浪人濟庄家事者、宜也知狀、子細勘定、早
速申^{上之}、不得延引、故告、
別當^(候) 位藤原朝臣輔嗣 内舍人高階真人菅根
散位秦 廣繼
散位六人部古佐美

(以後、この政所告案を便宜上史料①と表示する。)

承和八年二月十一日

政所符案の左上部に、小さく「捺印十三所」(平安期の文書案にかかる表示の例は少くない)と、同筆の註記があることによって、その正文の文面に印が十三箇捺してあったことが知られる。この印は恐らく、方六・一〇五糸(当時の尺として約方一寸八分七厘強)^①の印が、大部分の文字の上にかかるように、捺印されていたものと考える(当時の紙の大きさと、字数、字くばり、前述の印影の十三倍の占める面積の上から)。

この政所告はその書式として、書出、事書、書止、発信年月日と署名の位置(発信者の署名が年月日の前にある)などの諸点は、「符」と同様である。ただ、文書全面に捺印の証がないこと、当時印章を所有していないがら、同じ時に一方にこれを捺し、一方には捺さない(当時八省の被管にして印章を所有していない所も少くない)こと、「符」とあるべきところに、「告」とあることのみが異なるのである。従つてそのように、「符」と「告」とを書きわけたことに、明確な意図と客観的的理由が存在していたと看做さなければならぬ。

(1) 『日本国現在書目録』に記載されている『文館詞林』(六五八年、唐許敬宗勅選)一〇〇〇巻のうち、伝来が知られている巻数一九のうち、巻末尾題の上に「嵯峨院印」、奥の識書の上に「冷泉院印」が捺されている^{152 452 453 457 459 691}各巻の印章と、同時代・同種・同形式のものと考えた。理由は本論文の後半の記述によつて理解されることと思う。

第一章 十・十一世紀の告書

当時「告」の字を用いたものに、主として遺告(遺言・遺戒・教命)、告文(神・佛及び故人の靈に対して告げる書)、告身(官爵の与奪の書、例えば叙位告身等)、又用語として告諭、告訴、密告の意に使用するものがあるが、ともに前述の「告」に当るものではない。
従つて告文、遺告、告身等に該当しないものを求めるとき、康保元(九

六四) 年十一月十五日に、東大寺別当・三綱・(修理) 目代等が連署して伊賀國名張郡司に充てた文書の案文(『東大寺文書』影写本四ノ七、『平安遺文』二八号、以後「東大寺文書」影写本四ノ七、『平安遺文』二八号以後の文書を史料②と表示する)がある。その書式は左の如くである。

東大寺告 伊賀國名張郡司

不可募寺家事妨申勘解由長官殿薦生御牧事

右、得彼殿今月十日御牒儀、…………、

仍所仰如件、宜承知、不可募申寺家妨由、不得疎略、故告、

別當少僧都 都維那

上座 目代

寺主

權寺主

康保元年十一月十五日

即ち、書式の骨子は、

——告
(充所)

右、——、故告、

(署名)

年月日

といふことになろう。

そして同年同月二十三日の「伊賀國名張郡夏身郷薦生村刀禰等解案」(『東大寺文書』影写本四ノ七、『平安遺文』二八二号)は薦生村刀禰の名張郡符請文で、その郡符のなかに引用されている藤原朝成牒の文中に「仍相副彼不妨之由告書」とある彼寺(東大寺)告書、及び康保三年四月一日の「夏見郷薦生村刀禰并夏見郷刀禰等勘狀案」(『東大寺文書』影写本四ノ七、『平安遺文』二八九号)の文中の「爰以去康保元年被下郡司所寺家御告書云」の寺家(東大寺)御告書は、それぞれ史料②をさすことがわかる。又それは、前掲の書式の骨子を有する文書型式のものが、当時「告書」、或は下位のものから「御告書」と呼ばれていたことを示している。

次に文献のうちから、「告書」・「御告書」なる語句を載せた史料を検出すると、左の五通が得られた(以下の文書は、以後史料③④⑤⑥⑦と表示する)。

③天暦二(九七一)年五月二十二日伊賀國阿拜郡司解案(『東大寺文書』之二、四九二号、三権九卷)、『平安遺文』三〇四号)

④寛仁二(一〇一八)年五月十三日善通寺司解案(『東寺百合文書』里、『平安遺文』四八一号)

⑤長元七(一〇三四)年八月二日權大納言家告書山城國紀伊郡司請文(三鈐寺旧蔵「神田喜一郎氏所藏文書」4、『平安遺文』五二五号)

⑥長久四(一〇四三)年十二月二十八日權大納言家告書山城國乙訓郡司請文(三鈐寺旧蔵「神田喜一郎氏所藏文書」10、『平安遺文』六一六号)

⑦延久四(一〇七二)年九月五日太政官牒(『石清水田中家文書』、『平安遺文』一〇八三号、相田二郎氏「日本の古文書」下、一九頁)

しかして、これ等の文書にしるされた「告書」とは、一体どのようなものであろうか。順次検討してみよう。

③この郡司解案は、湯船庄に於ける橘輔弼と橘貞子との相論について、貞子愁状(訴状)に基づいて、「勘」會調度文書、若有理(者)、立券(子)名言上すべきことを命じた安和三年三月四日の伊賀国符に對して、在地郡司として調査の結果、貞子名として立券することを、國司に言上している。國符請文にほかならないが、「依國符并右大臣、御告書等旨」って橘輔弼を郡衙に喚問し、かつ貞子申請の地の四至内に他領がないことの確認作業をしていることは、國符のほかに、同様の内容の右大臣告書が、郡司に下されていることを思わしめる。その場合、これと同じ時期に、右大臣家にも同様の請文を当然出していただろう。又右大臣家ともあろうものが、一人の橘貞子の為

に、郡司に告書を出すということは、貞子と右大臣家との間に、なみなみならぬ特殊関係が介在したことと示している。⁽¹⁾ついでながら、この告書は天禄元年五月二十日より、同二年五月二十一日の期間に、発行されたものであるならば、当時の慣例として、右大臣殿という呼称がなされたはずはない。なんとなれば、その期間の右大臣藤原伊尹（安和三年正月二十七日任右大臣—天禄二年十一月二日任太政大臣）は、天禄元年五月二十日には、攝政になつてゐるからである。従つてこの告書は、天禄元年五月十九日以前のものであり、この国符を受け取つた安和三年三月四日（同年三月二十五日改元、天禄）より、あまり隔たらぬ時期と看做すことが妥当と思う。少くとも伊尹が右大臣に任せられた安和三年正月二十七日以後、五月十九日以前と考へるべきであろう。

④ 読岐国善通寺權別當僧政安が、本寺たる東寺に提出したこの解案の一箇条に、「一、請被令下給御告書、修理寺家破壞事……望請、彼下給御告書以令勤仕破壞（修理）、并被令弁申年々地子物弁等……」と、永年の破損の修理ならびに寺領預作人の地子徵収のために、国衙が寺に力を貸すよう、本寺の告書を国衙方に出してもらいたいことを願つてゐる。因みに当時の東寺長者法務僧正信は敦実親王孫で、妹の源倫子は藤原道長の北政所であり、頼通等の母である。

⑤ これより先、長元六年三月十日（神田喜一郎氏所蔵文書）、『平安遺文』五二三号）、郡司は權大納言の仰事（家司の奉書であろう）によつて、山城國紀伊郡石原郷内の公地田畠二十五町七段一八〇歩（含常荒川原）を使田として立券し、權大納言家の石原御領と認めた（右、件御領便田、依有仰事、立券進之状如件）。そして今回、長元七年八月二日、「……於立券之内田畠作人（峯光以下五人）等、不^可切充方々臨時雜役并諸宮御菜・右馬寮御馬廄……」「可^早免除」石原御領田畠雜公事狀⁽²⁾の權大納言殿御告書によつて、郡司が作人の雜公

事を免除したものであり、文面の要所に「山城倉印」を捺してあるので、国判を得たものであることは明瞭である。従つてこの御告書は、郡司に對して所領石原庄作人の雜公事免除を要求（命令的）したものにほかならない。

⑥ 乙訓郡司凡輔光は、長久四年十二月十九日の「按察大納言殿政所御告書」（正一位權大納言兼春宮權大夫按察使源師房、三四歳「早（可）令停止色々切物、免除長岡庄田畠臨時雜役状」を請け、免除手続の上で必要な同庄田畠坪付の送付を欠くにも拘らず、一応「偏依怖申御威可」停止色々切物・臨時雜役」とし、「又從無 仰前專無切充公物、不^可充負臨時（雜役）」と記しており、告書は臨時雜役及び一切の公事の停止を郡司に要求してゐるのである。

⑦ この文書は、石清水八幡宮護国寺領庄園三十四箇所について、太政官が記録所の調査裁定の結果を、同寺に通達した太政官牒であるが、宮寺側の所進文書の一つとして、八幡宮護国寺に十二節会御菜料として施入された山城國久世郡奈美郷字川原畠十二町の宮寺名としての立券を命じた某家告書（長久元年）に対する同郷刀禰の請文を左の如く挙げてゐる。「去長久元年奈美郷刀禰告書請文云、任^長施入状、宮寺名立券、十二節（會）御菜料川原畠拾貳町、立券言上者」⁽³⁾「同二年・康平二年、件田畠任代例免除者、康平四年免判……」。

この告書請文が、延久記録所公認立券の証拠文書となつたからには、当然郡判・国判を得たものであつたろうし、その告書請文が、当時の国郡判を得るということは、又その告書の発信者自体が、政所機関をも持つ社会的地位の高い上層貴族・院家であつたろうことを推測させる。因みに相田一郎氏の『日本の古文書』（下、三三頁）には、この文書の告書請文の註釈として、「偽なき旨を誓つて返事として出した文書、告書は後に起請文と称するものに當」と、まことに面白い説明が載つてゐる。告書を起請文の前身であると決めてかかつたのは、恐らく告文の変形とでも思われたらしい。

これ等のほか、「不可_レ承引 檢校珍曜符・告書事」と「告書」の語が記載されている唐招提寺符案(3)〔唐招提寺文書〕、〔平安遺文〕四五六号、奈良国立文化財研究所史料第七冊、〔唐招提寺史料〕第一、九号文書がある。これは「以_レ先年、超_レ上臘之輩、望_レ成檢校職」した当寺の檢校珍曜(専寺の上首)を、専断行為が多いとして、所司・五師等が排斥運動「……仍所司・五師大□□、可_レ停_レ止所帶職之由、言_レ上公家也、」中で、公家の裁定が未だおりぬ隙に乘じて、檢校側が符・告書を出しているかもしだれないが、その場合、それ等に従わざ其使者を捕え進め、又年々の収納帳(應輸地子物、只如_レ私物)恣以犯用」しているので、その証拠として)を当方側の使者に付けて進めよと、播磨・備前等の寺領関係者に命ずる三綱等の符の案文である。

なお、かかる「告書」のほかに、『続左丞抄』第二に治承五年(4)二月二十日付の祭主告知状案として、左の如き文書が収載されている。

〔^{端裏鉢}祭主告知文案〕

船事、官使參向、任_レ宣旨之狀、早可_レ令致沙汰給候、恐々謹言、
〔治承五年二月廿日〕 散位藤盛經 謹上 大宮司殿

右の文書は、同日(祭主は當時伊勢在国)の大神宮司序宣の文中に、「可_レ早任_レ宣旨・祭主告知状」、又「副下 宣旨・祭主告知文等」と指示されているが、當時從三位であった祭主兼神祇大副大中臣親隆の家司たる藤原盛經の奉書(祭主御教書)に外ならない。従つてここでは問題にしない。

以上あげた史料から、當時「告書」或は「御告書」といわれた文書は、遺告・告文・告身の類とは全く異った性格のものであつたことが諒解されるであろう。そして史料(7)の如く、「本来國家機関の正式の公文書ではない告書」の刀禱請文に基づいて立券し、それに国判・国の免判を与えた事実、その告書請文を立券の法的基本証拠として、延久の記録

所が公認(延久三年五月二十八日記録所勘奏)し、太政官がこれを裁可(延久四年九月五日)している、というごとき効力を有している。

又前掲史料の発信者は、②東大寺、③右大臣、⑤權大納言、⑥按察使大納言等であり、受信者は②名張郡司、③阿辻郡司、⑤紀伊郡司、⑥乙訓郡司、⑦久世郡奈美郷刀禱等である。これ等の例から、発信者は大寺(政所)か國家権力の中枢部に位置する上層貴族(政所)であり、受信者はほとんど在地郡司であつたことが知られる。

一貫していえることは、告書の充所が自分の管轄下ではないことである。史料②③⑤⑥⑦の例では、国家行政の末端の機関であり、當時在地で国家的徵稅の割り充てから、徵收又その猶予、一時的減免、永統的立券、繼続的貢租、公事夫役の免除の基本的調査・判断・上申、或は初動的行政判決行為等の現実的権限機能を保有するものが、その対象であつた。

従つて告書は、當時の国家行政機関の正規の手続を超越して、要請といふより、実際的には強制的効果をあらかじめ期待された文書であつたとみられる。それは國家権力機構の行政組織系統の手続を無視した存在といえる。史料(6)の「偏依_レ怖_レ申 御威、可_レ停_レ止色々切物・臨時難役」の如く、発信者の保持する無言の圧力が、受信者にとつては、暴力的な政治的・社会的恐怖として受け取られ、その威圧は単なる主觀的観念上の暴力としてではなく、客觀的な現実の暴力として存在した。時に「怖_レ申 御威」事が、當時の中央政府に於いて、正統とされて來た律令格式の明文と、その法解釈・法理論に優先したことを物語つている。

しかし、このように言い切つてしまえば、個々の強大な社会的・政治的暴力のみ荒狂つて、在地の下級官僚の屈服の面のみが強調されることになつてしまつであろう。しかしながら、當時の上層支配階級成員に於ける家産、生産手段の私的所有の質的進行(家名・宅名の成立及び居住浪人・耕作浪人・庄子の国家的公事・臨時雜役の公有より私有への切換)が、実は直接生産者階級の生産意欲への刺戟・生産力拡大の方向に

連れなつていたことに、目をつぶつてはならない。又在地の国家的管理職にあるものとして、現地にあって土地にしがみついて、労働に生まる被支配階級の者の、社会的生産を支える底辺の人々、その働く人民大衆、即ち民衆と所有者支配階級との生産関係の現実の認識があつてこそ、「怖申御威」という当時支配層に通り易い（今日的には卑屈な表現であるが）言葉をもつて、敢えてオーソドックスな法理論を杜撰する「理」として、非合法を敢えて合法化せしめる思想を認める社会的背景が存在したものと理解する。

現実の行政的处置に於いて、既成社会の一つの法理論を貫徹させることが、そのこと自体は合理的歯切れの良さはある。しかし現実の生産社会の実態変化が、それに伴なわない時は、歴史的に見れば、その社会の發展的側面を圧殺する結果をもたらすものである。有力支配階級の中核的構成員が、その私的権威を利用して、公的所有を私的所有に切り換えていく行為（國家財産の横領）は、所属する階級的利益に対する内部的裏切り行為として、支配階級の階級的頽廃を示す指標とはならず、逆説的には、それへ追い込んだ人民の勝利の指標として、かえって奴隸的生産関係の内部から、封建的生産関係を生み出していく発展的歴史過程への展望として、位置づけられることになる。

この十世紀後半より、十一世紀前半にわたる「告書」を、文献的にさかのぼってたどって行けば、本稿の最初に掲げた承和八（八四一）年の「某院政所告」に行き着くほかはない。いいかえれば、十・十一世紀の「告書」は、九世紀の承和八年の「告」のまぎれもない直系の子孫であると言ひ得ることが出来ると考へる。ここで承和八年某院政所「告」は、承和八年某院政所「告書」の名称に転化することとなつた。

〔註〕

(1) 蛇足ながら、貞子は輔弼と同じく、天徳二年十一月十日祖先の墓域（玉滝社）を東大寺に施入した正六位上元実朝臣を父とし、その元実の父文懷は橘永

名の子ではないかと思われる。
(2) 長元七年の藤原姓の権大納言は、閔白頼通の弟、今上母彰子、中宮威子の兄弟である頼宗（春宮大夫、四二才）・能信（按察使・中宮權大夫、四〇才）・長家（二九才）の三人であり、兼官のない長家の政所が、この告書の発信者であると考える。

(3) 奈良国立文化財研究所発行の同寺史料には、この文書の紙背文書（同史料集には氏名未詳田地売券とあるが、書式・内容からみれば符牒で、恐らく同寺牒の土代であろう）が掲載（新史料）されている。『平安遺文』は前者を延喜年間の文書と推定しているようであるが、兩者は同じ頃のもので、書式・用語・名詞等より総合的に判断して、十世紀なかば近くから、十一世紀初頭にわたる期間のものである。

(4) これは、治承五年一月七日の宣旨（源頼朝追討軍の予定進軍路に当る尾張国墨俣河の渡河点に伊勢國の水軍を集結させるため）をうけた大神宮司府宣（相田一郎氏『日本の古文書』上二三一七頁・下九〇頁）には、国司府宣と政所下文とが合わせた形式の例として、この文書をあげている）及び伊勢国留守所下文をあげた箇所に、一括収載されているものである。それは渡会郡内の水手・雜船の墨俣への漕送のため、司庁檢非違使に充てた序宣に、五月七日の宣旨を施行した前述の祭主の文書を宣旨告知状、或いは宣旨告知文として副え下したものである。因みに祭主親隆は「公卿補任」によれば、三月二十九日に「御祈賞」として正三位に昇叙されているが、これは同月十日墨俣で征討軍平重衡が、賊軍源行家等に対し大勝を得た、その祈禱の賞であろう。

第二章 承和八年二月の符・告が淳和院政所のものであることの証

「日本の告書」を問題にしたからには、その発生の問題を明らかにしなければならない。

その初期の唯一の文献上の手懸りが、承和八年二月の某院政所符案・告書案である以上は、その某院が何であるかを明らかにすることを避け通るわけにはいかないし、それが当時の社会で如何なる性格を持つた

もので、如何なる地位を占めたものであるかを明らかにすることをしないでは、日本の告書の成立の論点も薄れていくであろう。又数少ない九世紀前段の文書に属するこの文書の史料的価値を、より高めるかどうかにもかかわることであろう。

しかし残念ながら、この院の具体的名称を的確に決定するに足る直接的史料は、皆無と言い得るのであって、そのためには、やむを得ず情況証拠と三段論法的手法によらざるをえない。

史料①②に見る如く、政所を置きその職員の上首を別当と称し、又史料②に、この政所の所管の庄を、造東大寺所が「院庄」といつているので、院名をもつところの政所であることは、まず間違いのないところである。史料①は前掲の如く、院の政所が「宣旨」を施行したものであつて、在地の院の庄家の保管する院財産たる樋二隻を、東大寺に施入することになつた由を知らせ、庄家にその引き渡しの実行を命じたものである。

ここに記された「宣旨」を、当時の「宣旨」のあり方から考へると、うちわのものとして内侍宣、又は所謂大宣旨とする、右大臣源常か権中納言藤原良房かのどちらかの宣で、それを外記が奉じたものであろうと思われる。それが院政所側の本志によつて許可を求める結果、出された宣旨であろうと、又その上からの意志で（造東大寺所側の要請があつたか、なかつたかは別としても）、この院政所に出された宣旨であろうと、院の財貨の处分（樋は当時の農業機材としては相当な資産）を「宣旨」の発行できめられるということは、この院が官寺、或は中央官衙関係ではないとする、この院は天皇、或はそれに非常に近い関係にある院ということになるであろう。

次にこの政所の院司四人のうち、職事官は内舎人高階菅根唯一人である。そこで当時の内舎人の在り方から、この院の性格を考えてみたい。人臣の摂政・関白に准三后の待遇を与えられ、又儀仗として内舎人を賜わり⁽³⁾、又延喜以降、臨時内給（天皇の年給）・成功により、諸家の侍

を内舎人に補することが行われてから、良家の子弟をこれに補することがなくなつた。なお、彼等が摂政・関白の随身となつてからは、内舎人は凡卑の官と看做されるようになつたが、それ以前即ちこの頃は、未だ令の規定に準拠していたと考えてもよいと思われる。まして嵯峨・淳和・仁明の崇文の治といわれた時代は、内舎人の本来の実体と精神は、少くとも曲りなりにも存在していたと考えられる。

『令集解』職員令の条に「帶刀宿衛、供奉雜使、讚云、隨一人命、供奉内外耳」と、もとより天皇一人の命に隨い、側近に奉仕するのが本来の使命であるが、例えば承和の変に廢太子恒貞親王の坊司・侍者の左降・流罪を発表（『続日本後紀』承和九年七月戊午二六日）された二十六人の中にも、内舎人正七位上紀春常がおり、又延暦十二年八月丁卯二一日（類聚国史八七）の条に、内舎人山辺春日が春宮帶刀舎人紀國と共謀して、同じく帶刀舎人佐伯成人殺害を計つて成らず、翌日発覚して伊予に逃亡した事件があるが、その条に「或曰、春日等承^{安殿親王・平城}皇子密貢」とあって、内舎人春日が皇太子の側近者であつたことを思われる。

内舎人は公式の行幸（天皇・太上天皇・行啓（三后・皇太子）に際して、儀仗としても当然備わるべきものである。なお、親王については別敕をもつて付けられ、又常時側近に侍した例としては、冬嗣の一男長良が、仁明天皇の立太子（弘仁十四年四月一八日）後も内舎人（弘仁十三年二月補）として、その側近に奉仕した（『文德実錄』齊衡三年七月癸卯三日藤原長良薨伝の条）ことが知られる。

要するに、承和八年の時点に於いては、人数甚だ多く、地位待遇も低い内豎などとは異り、この某院の院司の次席にあたる地位に、内舎人の職にある者が當つてゐることは、少くともこの院が、当時の至尊と極めて親近な関係にあるものであることを示してゐるのではないかと考える。なお、参考までに内舎人高階真人菅根の官歴を記して置く。高階真人姓は、天武の皇子高市皇子の流れのものであろうことは明らかであるが、その孫安宿王が宝亀四年十月戊申（六日）（『続日本紀』、高階真人の

姓を賜わったのが文献上の嚙矢である。それ以後承和年代迄は、承和十

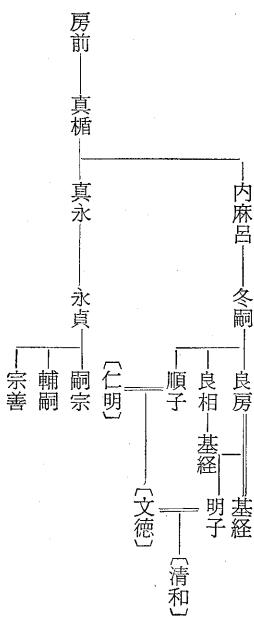
想されることである。

まず参考として、『尊卑分脈』から略系図を掲げる。

一年桑田王三代の孫峯緒の高階真人賜姓がみられる。しかしそれ迄の間、同系統の諸王に同様の賜姓があつたかどうかは、その間『日本後紀』に欠年があるので、承和八年の段階迄の高階真人が、すべて峯緒閥係の子孫の者であるとは断定出来ない。ただ安宿王の子としては、高階淨階が最有力で、安宿王—淨階—石川、そして嵯峨帝の第八子宗子内親王を生んだ淨階の娘河子を含む系統が、当時の高階氏の主流であつたと推定される。

菅根が其後文献上に現わるのは、「三代実録」だけである。即ち、貞観元年九月二十一日、正六位上大内記で大嘗会裝束判官を勤め、同年十一月十九日には從五位下に叙せられ、同一年正月十六日、遠江守に任命され、同十二年正月二十五日、散位であつたものが加賀介となり、同年三月二十七日、甲斐守に任せられた（承和八年年内舎人として史上に見えてから二十九年）のを最後にして、以後文献上から姿を消す。

以上、概ねこの某院政所が天皇の周辺に絞られて來たので、この政所の上首である別当藤原輔嗣が、『類聚国史』『統日本後紀』『文德実錄』『三代実錄』等に一貫して名を出して来る藤原輔嗣と同一人（他に該当する同姓同名人なし）として、当時の権力社会に於ける彼の政治的立場を位置づけることによつて、この院の院名決定に資することにしたい。しかし何分正史たる『日本後紀』が肝腎の弘仁後半より天長の全期間にわたつて欠巻となつてゐるために、強い制約を受けることはもとより予



その後彼は仁明朝の承和七年五月癸未（八日）、淳和上皇崩御に際して正五位下で葬送の装束司を勤め（『続日本後紀』）、下つて嘉祥三年十一月己酉（五日）、賀瑞を告げる山陵使として大原山陵（淳和陵）に遣わされた。時に散位從四位下とある（『文德実録』）。この時同じく山陵使として、深草山陵（仁明陵）に向けられたのは、特に仁明朝後半期に帝より異例の抜擢を受けた参議從四位上伴善男で、これはよき対照であつたと思われる。この当時淳和帝恩顧の通貴以上の者が死に絶えるか、或は

献物している。『類聚国史』七八。要するに、帝の在位中の彼の確かな史料としては以上三点で、正史の欠巻中にあたるので、いたしかたのないことである。ただ『尊卑分脈』の彼の歴註（史料価値として一級ではないが）に「蔵」（藏人）とあるので、若しこれを採用すれば、前後の関係から、内蔵頭補任以前に、蔵人に補せられたとみてもよいのではないかと思う。そこで東宮時代の近臣→内裏蔵人→内蔵頭という図式が成り立つ。

た。なお、この時の越階者は、継枝王（故伊予親王の第二子、無位から従四位下）・藤原春緯との三人であった。又兄の嗣宗（三五才）はまだ正六位上であり、少くとも輔嗣は、淳和の東宮時代の近習の臣として出身した者であることは、他の例から見て明らかであると思う。

淳和天皇即位の日（『類聚国史』九九、弘仁十四年四月二七日）、詔してこれまでの奉仕人のうち三三人の昇叙を行つたが、藤原冬嗣（春宮大夫）・緒嗣・繼業（共に帝の外戚）・清原夏野（春宮亮）・坂田（南淵）弘貞（東宮學士）・文室弟直（母平田孫王、帝幼稚の時、桓武帝より淳和帝の母とされた）・藤原綱繼・淨本（兩人とも帝在位中藏人頭）等の人々の中に輔嗣も含まれ、從六位上より越階して從五位下に叙せられた。

承和の変に関連して失脚してしまった状況のもとにあって、無官ではあるが四位の位にあって、健在している唯一の淳和帝縁故の者として、同じ時の伴善男の仁明山陵使たることがふさわしいと同じように、当時の宮廷人の社会で公認されていたものと考えられる。

彼の兄嗣宗は『続日本後紀』嘉祥二年十一月己卯（二九日）の卒伝に、「少遊學館、從此立身」（中略）嗣宗不避寒暑夙夜在公、天皇（仁明天皇）照其忠勤、特垂優寵」とみえ、又承和五年正月七日の儀に、天皇が正五位下の位記を書かせ、供奉の諸司が誰の位記か皆怪しんでいた時、踏印の段になつて少納言の嗣宗に預けられて、初めて嗣宗自身が叙位されたことを知り、「不勝感悦、不覺淚下」したとあり、同じく承和十四年正月左中弁、同十五年正月從四位上になつたことについて、「此兩般榮進、銘肝不忘、豈非至忠攸感天鑒高懸乎、每稱此語、以爲口實」と漢文学の素養の上、精励恪勤、爲人謹直で、仁明帝好みの官僚であつたようである。嵯峨・淳和・仁明期は外戚・後宮関係は別としても、即位前の旧臣関係は勿論だが、漢文学の素養、唐風伎倆、本人の器量・人柄が、天皇個人に認められて立身することが多かつた。

次に嗣宗・輔嗣兄弟の官界経歴を対比するために、両人のそれを同時に列挙するが、便宜上弟の輔嗣をⒶ、兄の嗣宗をⒷとして標示し、史料の当日の干支は日数に置きかえた。

『嵯峨天皇於冷然院讓位、弘仁十四・四・十』『淳和天皇即位』Ⓐ弘仁十四・四・廿七叙從五位下（↑從六位上）『類史職官叙位』Ⓑ同十五（天長元）・正・七叙從五位下（↑正六位上）『同前』Ⓐ天長二・正・七叙從五位上『同前』同八・九・廿一（見内藏頭）〔類史獻物〕Ⓑ同九・正叙從五位下、任宮内少輔『続後紀嗣宗卒伝』同十・正・七叙從五位上『類史職官叙位』『淳和天皇於西院（淳和院）讓位、天長十二・廿四』『仁明天皇即位』Ⓑ承和二・八遷任中務少輔『続後紀嗣宗卒伝』同四任散位頭『同前』同四・八遷任民部少輔『同前』同四・十任少納言『同前』同五・正・七叙從五位下『同前』同六任

右中弁〔同前〕『淳和太上天皇崩于淳和院』同七・五・八（見正五位下、ⒶⒷ淳和太上天皇葬送裝束使〔続後紀同日条〕）Ⓐ同七・七・廿二（任越前守〔同前〕）Ⓑ同七・八・廿・叙從四位下、任越前守〔同前〕Ⓐ同八・二・十九（見某院政所別當散位〔東大寺文書、閣本〕）『嵯峨太上天皇崩于嵯峨院、同九・七・十五』Ⓐ同十一・正・七叙從四位下〔続後紀〕Ⓑ同十四・正・十二任左中弁〔同前〕同十五（嘉祥元）・正・七叙從四位上〔同前〕同十五（嘉祥元）・二藏人頭〔職事補任〕嘉祥二・十一・廿九卒〔続後紀同日条、六二才・職事補任六一才〕Ⓑ明天皇崩於清涼殿、同三・三・廿一』『文德天皇即位』『嵯峨太皇太后崩於冷然院、同三・五・四』Ⓐ同三・十・五大原山陵使〔文德実錄〕仁寿三・正・七叙從四位上〔同前〕賛衡二・正・十五任阿波守〔同前〕『文德天皇崩冷然院新成殿、天安一・八・廿七』『清和天皇即位、天安一・十一・七』貞觀元・二・十三任刑部卿、阿波守如故〔三代實錄〕同一・十一・十六叙從三位〔刑部卿〕〔同前〕

以上、輔嗣が同母弟（尊卑分脈）であつて、淳和朝に位階の昇進が、常に兄嗣宗より先行したこと。仁明朝になつてからは、逆に兄の嗣宗が代わつて弟を常に凌駕していつたことは明らかであろう。そして嗣宗が終始一貫、いわば仁明天皇一辺倒であるのに反して、輔嗣の履歴からは、承和八年の時点迄、嵯峨・仁明の父子ライン（仁明朝前には嵯峨の旧臣が多く要職についている）との特別な関係の痕跡はみられない（但し、嵯峨帝崩御、承和の変後は少しく事情が異つてくる）。それで承和八段階では、嵯峨院・朱雀院・冷然院の院司たることの可能性は、輔嗣にみられないといつてよいと思う。殊に嵯峨院については、当時長岑高名の後任として、安倍安仁の二度目の院別当の時期とみることが正しいと思う。⁽⁹⁾

〔註〕

(1) 俗別当を含む寺院関係の政所としては、僧名の者は一人もなく、又俗別当として本官名を有する（当時の俗別当の実例を参照すれば）者もない。

(2) 例えば供御院「大炊寮」・醫院「大膳職」・乳牛院「典藥寮」・紙屋院「圖書寮」・廩院「民部省」・穀倉院・施藥院（天長二年に判官・主典・醫師各一員を置く）、又式典・儀式を行う殿舎、例えば八省院・農藥院・朝集院・南院等に、若し院司に当るものがあれば、それらにふさわしい官職名を有する者が、これに当るであろうし、散位の者が当ることはないであろう。又官学及びこれに准ずるものとして、大學寮内の諸院として明經道院・算道院・明法道院・文章院（紀伝道）ならば、それに相当する官職名と地位にあるものが当るであろう。

又大学別曹としての弘文院（和氣氏諸生の別曹、延暦末一大同初め和氣広世大學頭在任中の建立、當時存在）は、その性格上、院吏の上首別当は和氣姓の者であろう（以上、学校関係については桃裕行氏『上代学制の研究』参照）。又勸学院「これについては、殊に桃氏前掲書に詳しいので省略する。特に当時の勸学院の存在形態については、『続日本後紀』承和三年五月甲子（二六日）の条及び『類聚三代格』十二、貞觀十四年十二月十七日太政官符（良房歿後三ヶ月）を参照されたい。」は、当時は未だ單に藤原氏子弟学生の別曹であろう。

(3) 『公卿補任』によると、太政大臣藤原良房は貞觀十三年に、「或本云、四月一日内舎人二人、左右近衛各六人爲隨身兵仗、文帶仗資人三十人、年官并准三宮」とあり、又はより前 同じく『公卿補任』に「天安二年十一月七日宣旨爲攝政、准三宮、食封、賜内舎人、左右近衛等爲隨身、帶仗資人三十人、依爲帝外祖被抽賞」とある。但し、この項は史料批判を必要とする。

(4) 員数「職員令」・資格及び選任手続「軍防令」・職務「職員・軍防・宮衛・

公式令」・給与待遇「禄令」・処分「宮衛・儀制令」。但し、文献上その員数及び職務・給与等に多少変動があり、又職務の実例から神社・陵墓の奉幣等の勅使、固闕使、其他寺院への勅使を勤めた。

(5) 例えば『続日本紀』養老三年十月辛丑（一七日）詔に、「今ニ親王（舎人親王・新田部親王）宗室年長、在朕既重」として、各一人宛内舎人を賜わつてゐる。

(6) 緊宗の從五位下叙位は『類聚國史』は弘仁十五年正月、『続日本後紀』の卒伝には、天長九年正月と重複しているが、一応両方を掲げて置いた。

(7) 輔嗣の位階は天長二年正月、從五位上に叙せられてから、承和七年五月、淳和上皇葬送の裝束使の箇所までに、既に正五位下となつてゐる。その正五位下叙位の時期は不明であるが、大同三年より貞觀二年の間に、一応検出し得る内藏頭十五人の位階をみると、南淵永河の別勅によるものと、承和元年の和氣真綱内藏頭二度目の就任等（兩者從四位下）、特殊な場合以外は、從五位下一下正五位上（官位令では從五位下）で、そのなかに從五位上で任せられ、任中に正五位下になるものが少なからずおり、輔嗣も内藏頭在職中に、正五位下に叙せられたものであるかもしだれない。

(8) 『続日本後紀』緊宗の卒伝に「又至七年八月、叙從四位下、拜越前守」とある次に、「秩滿歸來、與仇讐相談云、我之仕進窮盡於此、今則引接遲田舎耳」と、その妻に語つてゐる箇所がある。「秩滿歸來」とあるので越前に赴任し、承和十年の秋頃帰京した時の語であろう。このところを少しくうがつて推測すると、輔嗣は淳和上皇崩御後の法会や淳和院の残務処理等のためと、又越前の国側に國守赴任の必要などの事情があつて、一ヶ月後の緊宗の任命となり、正五位下から從四位下の昇叙は、赴任賞の意味かもしだれない。

(9) 渡辺直彦「嵯峨院司の研究」（『日本歴史』二二〇号、昭和四十年）、それを改訂された昭和四十七年十月刊、同氏の『日本古代官位制度の基礎的研究』第三篇第三章参照。

（未完）

〔付記〕

本稿は一九七四年十月に逝去された前所員菊池武雄氏の遺稿である。目次からしおられるように、氏はこの論文に全体で六章を予定されていたが、病床で第二章までを完成され、第三章以降を書きつがれていく途中で永眠された。そのため、本稿は未完のままで終わっている。したがつて、このような未完の論稿を発表することは、あるいは氏の遺志に背くことになるかもしだれない。にもかかわらず私達があえてこの論文を発表することにしたのは、次のような理由があつたか

らである。

その理由の第一は、氏の編纂された『東大寺文書之五』所収の一文書の本文の訂正がこの論文執筆的主要な動機の一つとなっており、この意図は第一章までの部分でほぼ果されていると考えられることがある。

その文書とは、同書二三五号「某院政所文書案」であり、この文書の本文でこの某院政所を「恐ラクハ冷然院（仁明天皇ノ後院カ）政所」としていたのを、その後の考証により、淳和院政所であろうと訂正されたわけである。

理由の第二は、この論文が、平安時代の一時期にのみ現われる「告書」について、史料を検出し古文書学的考察を加えたはじめての論文と考えられることである。

以上が発表の理由であるが、さらに付言すれば、「告書」についての菊池氏の考えはすでに本所の所員研究発表会（第一一二回、昭和四十一年十月二十七日）の場で口頭発表され、論文としての発表が待たれていたところであったが、氏は当時示された論点だけに満足されず、告書発生の歴史的・社会的基盤に考察を進め直ちに発表することを控えられていた。そして発病の直前に告書発生の原因を

嵯峨・淳和・仁明朝期の政治的条件に求める成案を得て清書をはじめられていたものと思われるが、前述のようにこの途中で逝去され、第三章以降については、多くの史料カード、ノート、見通しのメモがほぼ毎章に袋に入れられて整理され残されてはいるが、ついに清書原稿も、より完成に近い下書原稿も発見しえなかつた。この点はまことに残念と言はしない。メモから推測すれば、承和八年告書の発給者であった後院・淳和院との院領の經營にまで立ちいった分析が構想されていたはずである。

最後に、氏自身の執筆された本稿の要約が残されているので、参考のため掲げることにしたい。この要約と目次より、氏の執筆意図をおくみとりいただければ幸いである。

〔「日本の告書」の要約〕

日本の「告書」とは、「告」という表示を用いているが、告文・遺告・告身・告牒の類とは全く性格を異にしたものであり、平安前期に於いて、公式令に規定された符の書式を使用しつつ踏印なく「符」とあるべきところを「告」とした型式の文書である。発行者は当時の支配階級の上層に位置するものの家政機関であ

つて、自己の管轄外の下級公的機關（或は公的位置にあるもの）を対象にして命令的内容を有する意志を伝達した令外の文書である。当初書式を令の符式から、又告書なる名辞は中国六朝時代の梁・陳・隋制の公文書の名称のうち（諸王の世子、その王国を攝政する時、管下群官に下す命令書を「告」という）から借用して作成されたものと考えられる。

これは後院発生期（九世紀前半）に天皇・太上天皇に直接かかわる院（政所）を発生源とし、藤原摶関期の十世紀なればより十一世紀前半にかけて上層貴族及び大寺院の政所にその使用が展開され、それ以後は政所下文の中に吸収解消された特殊歴史的な古文書の一型式である。

この「告書」の存在の期間はせいぜい二世紀未満であって、やがて消滅し、史書から忘れ去られたものであったが、公式様文書から公家様文書様式が生み出された端緒にくらいするものとして歴史的意義を認めるものである。

○本稿の整理にあたり、渡辺直彦氏、上原邦子氏の御援助を得た。記して感謝したい。

（古文書部 千々和）